

「栄養成分表示」が義務化されました

食品の表示について定めた新しい法律「食品表示法」が平成27年4月1日に施行され、原則として、消費者向けに予め包装された全ての加工食品と添加物(業務用加工食品は除く)に、栄養成分表示が義務化されました。

食品表示基準への移行経過措置期間は、加工食品と添加物は5年間(平成32年3月31日まで)、生鮮食品は1年6か月(平成28年9月30日まで)です。

(1) 栄養成分表示が義務化された栄養成分

熱量(エネルギー)、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量で表示。

(ナトリウム塩を添加していない食品のみ、任意でナトリウム量が併記できます。)

★義務表示5成分を表示する場合

ナトリウム塩を添加している場合

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量 ○○kcal	炭水化物 ■■g
たんぱく質 △g	食塩相当量☆☆g
脂質 □□g	

ナトリウム塩を添加していない場合

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量 ○○kcal	炭水化物 ■■g
たんぱく質 △g	ナトリウム ▼▼mg (食塩相当量☆☆g)
脂質 □□g	

- ・食品の単位は、100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単位の量を表示します。1食分である場合は1食分の量を併記して表示します。
- ・栄養成分及び熱量の順は変更できません。
- ・栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示できます。
- ・枠を表示することが困難な場合は、枠を省略できます。

ナトリウム塩(塩化ナトリウム)を添加していない食品に限って、任意でナトリウムの量を表示できます。その場合、ナトリウム量の次に食塩相当量を括弧書きで表示します。



食品表示基準の旧基準と新基準の表示方法が混在された表示は原則認められないので注意してね。

(2) その他任意で表示できる栄養成分

表示を推奨される栄養成分・・・飽和脂肪酸、食物繊維

表示できる栄養成分・・・・・・糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類

★推奨表示、任意表示を含めた表示をする場合

栄養成分表示 食品単位あたり	
熱量	○○kcal
たんぱく質	△g
脂質	□□g
-飽和脂肪酸	g
-n-3系脂肪酸	g
-n-6系脂肪酸	g
コレステロール	mg
炭水化物	■■g
-糖質	g
-糖類	g
-食物繊維	g
食塩相当量	☆☆g
上記以外の栄養成分	

内訳表示の方式が導入されました。脂質(脂肪酸)と炭水化物(糖質、糖類、食物繊維)のグループが一目で分かるように表示します。

表示の数値の設定方法

「分析値」：消費者庁が定めた分析方法によって分析した値

「計算値」：日本食品標準成分表などの公的データベース等から原材料の栄養成分値を入手して、その商品の栄養成分を算出した値

「参照値」：公的なデータベース等を基に類似した食品から栄養成分値を類推した値

「併用値」：「分析値」、「計算値」、「参照値」を併用した値

(3) 栄養成分表示の対象食品と省略対象食品

	加工食品 (あらかじめ包装された食品)	生鮮食品	添加物
義務	○* ¹	×	○* ¹
任意	○	○	○

○対象、×対象外

*¹ 以下に該当する食品は表示を省略できます。

- 容器包装の表示面積がおおむね 30c m²以下である食品
- 酒類
- 栄養の供給源としての寄与の程度が小さい食品
- 極短期間で原材料(その配合割合も含む)が変更される食品
- 小規模事業者*²が販売するもの

(4) 栄養成分表示の省略が認められる食品関連事業者

(食品の製造・加工・輸入・販売を業とする小規模事業者*²)

*² 小規模事業者とは

- 消費税法第9条第1項に規定する小規模事業者 (課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者)
- 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者 (おおむね常時使用する従業員の数が 20 人[商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については 5 人]以下の事業者)

(5) 栄養成分表示の留意点

表示場所	容器包装を開かないでも容易に見える場所に読みやすく表示
表示方法	販売される当該食品の 100g (100ml) 又は 1 包装当たりの含有量を表示
表示単位	栄養成分は、決められた単位で表示
文字の大きさ	原則 8 ポイント以上の活字で記載。ただし、容器包装又は包装の表示面積がおおむね 150 c m ² 以下の場合等は 5.5 ポイント以上の活字で記載しても良い

(6) 最小表示の位 (位を下げてかまわないが、位を下げる場合はその下の位を四捨五入して表示する。)

1 の位 (整数)	熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維、ナトリウム、カリウム、カルシウム、鉄、マグネシウム、リン、ナイアシン、ビタミンA、ビタミンC、ビタミンK、葉酸
小数第 1 位	食塩相当量、n-3 系脂肪酸、n-6 系脂肪酸、亜鉛、鉄、銅、マンガニン、パントテン酸、ビタミンB ₁ 、ビタミンB ₂ 、ビタミンB ₆ 、ビタミンB ₁₂ 、ビタミンD、ビタミンE

(7) 栄養成分表示を行う値の誤差の許容範囲

熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの許容差の範囲は±20%です。

また、低含量の食品(熱量: 25 kcal未満、たんぱく質・脂質・炭水化物: 2.5g 未満、ナトリウム: 25 mg未満)の許容差の範囲は、別途基準が定められています。

(8) 罰則

食品表示基準違反、命令違反等について罰則が規定されています。

詳細は、「消費者庁ホームページの食品表示」www.caa.go.jp/、「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150331_GL-nutrition.pdfなどを参照

【栄養表示等についての相談窓口】

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| • 四国中央保健所 0896-23-3360 | • 西条保健所 0897-56-1300 |
| • 今治保健所 0898-23-2500 | • 中予保健所 089-941-1111 |
| • 八幡浜保健所 0894-22-4111 | • 宇和島保健所 0895-22-5211 |
| • 松山市保健所 089-911-1859 | |



えひめ健康づくり21イメージキャラクター
ヘルシーくん